５　装備移転仕様等調整の内容及び実施時期

(1) 装備移転仕様等調整の内容

（注）防衛大臣が求める内容を実現するために設定する具体的な目標及び当該目標を実現するために実施する具体的な作業について記載すること。また、国際競争入札等のため、外国政府への装備移転が契約等により確定していない場合については、国際競争入札等の実施までに必要な装備移転仕様等調整の内容と契約等成立後に実施する装備移転仕様等調整の内容を記載すること。

(2) 実施時期

（注）終期が未定の場合には、事業の終了が見込まれる時期を記載すること。

(3) 実施計画の概要

年　度	実施内容
年度	
年度	
年度	

（注）計画の期間に合わせて必要に応じて行を追加すること。

(4) 実施体制

実施体制図
情報を適切に管理するための体制の整備状況

（注１）装備移転仕様等調整に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を、図等を活用して記載すること。また、情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載すること。

（注２）共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

６　装備移転仕様等調整を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 装備移転仕様等調整に必要な資金及びその内訳

（単位：円）

装備移転に係る経費総額		
装備移転仕様等調整計画を実施するために必要な経費総額		
装備移転仕様等調整計画を実施するために必要な経費内訳（注１、２）		

（注１）概算払の場合、利子及び利益相当額は含めないこと。

（注２）精算払の場合、利益相当額は含めないこと。

（注３）経費の内訳については、積算根拠がわかる資料を添付すること。